答申第　号

**資料４**

令和元年12月２日

（宛名）　様

高知県公文書管理委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　山岡　敏明

高知県公文書等の管理に関する条例第14条第３項の規定による諮問に

ついて（答申）

　（諮問書文書日付及び文書番号）により諮問のあった下記の事項については、審議の結果、適当と認められます。

記

（実施機関）の公文書管理規程を立案のとおり制定することについて